

「最高裁判決研究会」報告書

～「生保年金」最高裁判決の射程及び関連する論点について～

平成 22 年 10 月 22 日

最高裁判決研究会

神戸大学教授	佐藤英明
東北大学教授	渋谷雅弘
東京大学教授	中里 実
北海道大学准教授	藤谷武史
学習院大学教授	淵 圭吾
東京大学教授	増井良啓
青山学院大学教授	三木義一
一橋大学教授	水野忠恒

所得税法 9 条 1 項 16 号（現行。以下特記がない場合は同じ。）は、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）」については、所得税を課しないと規定している。これは、包括的所得概念の下では、相続等により資産を取得した場合、本来は相続人等の所得として所得税の課税対象となるべきものであるが、当該資産には相続税法の規定により相続税等が課されることになるので、二重課税排除の観点から相続税等の課税対象となる経済的価値に対しては、所得税は課さないこととしたものと解される。

本年 7 月の最高裁判決（最判平成 22・7・6 判タ 1324・78）においては、本条項に関わる重要な判断が示された。すなわち、

「（相続税法 3 条 1 項 1 号に規定する被相続人の死亡により相続人が取得した生命保険契約の保険金）には、年金の方法により支払を受けるものも含まれるものと解されるところ、年金の方法により支払を受ける場合の上記保険金とは、基本債権としての年金受給権を指し、これは同法 24 条 1 項所定の定期金給付契約に関する権利に当たるものと解される。」

「そうすると、年金の方法により支払を受ける上記保険金（年金受給権）のうち有期定期金債権に当たるものについては、同項 1 号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得のときにおける時価（同法 22 条）、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、

その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもということができ、所得税法9条1項15号（当時）により所得税の課税対象とならないものというべきである。」

と判示されたものである。

このように今回の判決は、相続税と所得税の課税関係の問題に一石を投ずる内容となっており、以下、判決の趣旨及びその射程等について整理を行うこととする。

1. 最高裁で争われた課税関係及び判決の趣旨

本判決では、年金形式で保険金が支払われる収入保障保険という保険商品にかかる相続税・所得税の課税につき、

- ・ 相続税法 24 条 1 項に定められた「定期金」の評価方法に従って、将来の受取年金の総額に一定割合（本件では 6 割）を乗じた価額に対して相続税が課税されているが、当該価格は、将来にわたって受け取るべき年金の現在価値の合計額に相当する、
- ・ 他方、各年の年金支給額に対して所得税が課税されているが、当該年金支給額のうち上記現在価値に相当する部分については、相続税の課税対象となる「経済的価値と同一」のものである、

として、当該部分に対する所得税の課税は所得税法 9 条 1 項 16 号に照らして認められないと判示している。

その際の立論は以下のとおりである。

まず、「年金の方法により支払を受ける場合の（相続税法 3 条 1 項 1 号に規定する被相続人の死亡により相続人が取得した生命保険契約の保険金）とは、基本債権としての年金受給権を指し、これは同法 24 条 1 項所定の定期金給付契約に関する権利に当たるものと解される」と、判示の対象が相続税法 24 条 1 項所定の定期金給付契約に関する権利であることを示している。

その上で、「そうすると、年金の方法により支払を受ける上記保険金（年金受給権）のうち有期定期金債権に当たるものについては、（相続税法 24 条 1 項）1 号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受け取るべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得のときにおける時価（同法 22 条）、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に（中略）相当するものとして規定されているものと解される。」と相続税法 24 条 1 項 1 号に係る解釈を行っている。

最後に「したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもということができ、所得税法 9 条 1 項 15 号（当時）により所得税の課税対象とならないものというべきである。」との結論を導いている。

このように本判決が、相続税法 24 条の解釈を軸に展開されていることに鑑みれば、同判決は、同条によって評価がなされる相続財産を直接の射程としているものと考えられる。したがって、法令の解釈変更により実務上対応すべきものは、同条によ

って評価がなされる相続財産に限定されると考えるのが相当である。

また、本判決では、

- ・ 将来にわたって相続人が受け取るべき年金の金額の現在価値の合計額と受取年金総額との差額は、各年の年金の現在価値をそれぞれ元本とした場合の「運用益」の合計額に相当する、
- ・ 本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第一回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解され、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならない、

とも判示されている。

このように最高裁判決は「運用益」との概念を導入し、各年の年金の支給額を相続時の現価に相当する部分とその余の部分とに分ける立論を行っている。この判示内容に鑑みれば、今般の最高裁判決の解釈としては、「運用益」部分には所得税を課する趣旨と考えることが相当である。

より具体的には、最高裁判決においては、「将来にわたって受け取るべき年金の総額に相続税法 24 条所定の一定割合（6 割）を乗じて計算した金額（A）が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額（A）は、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額（B）に相当する」と述べており、Bそのものが「相続税の課税対象」ではなく、あくまで「相続税課税対象のAは、Bに相当する」と述べている。つまり、将来にわたって受け取る定期金の総額の割引現在価値（将来収益の束の割引現在価値）そのものではなく、あくまで法定の評価方法によって評価がなされた経済的価値（「相続税法 24 条により評価された経済的価値」）が相続税の課税対象となっていると捉えた上で、所得税法 9 条 1 項 16 号を当てはめ、「運用益」の合計額については、各年分において課税しても、所得税法 9 条 1 項 16 号で排除しているところの相続税と所得税の二重課税とはならないとしているものと解される。

なお、仮にこの「運用益」部分を所得税非課税としてしまうと、所得概念を包括的に捉えることを立法の指針としている我が国所得税の基本的枠組みとの間で不整合が生じることとなる。

2. 「定期金」以外の相続財産について

相続財産の評価にあたっては時価評価によることが原則である（相続税法 22 条）。定期金については特に相続税法 24 条により、定期金給付契約に基づいて受け取る給

付金総額の相続時点における割引現在価値に相当する価額をもって評価することとされている。

したがって、相続税法 24 条に基づいて評価がなされる財産以外については本判決の直接の射程には含まれないが、この機会にこれらについても、現行の相続税と所得税の課税の考え方を整理することとしたい。

なお、上述のとおり我が国所得税については、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成するという「包括的所得概念」がとられているといえることができる。例えば、所得税が課された後の所得から生じる預金利子についても利子所得として所得税を課する税制となっている。また、相続のような無償取得ではなく、時価を支払って取得した資産（例えば土地や債券）がその後に利益（地代や利子）を生む場合についても、それらについて所得税を課する税制となっている。

このような現行税制との比較においては、相続税が課された資産から、その後利子、配当その他の運用益が生じる場合に、当該運用益に対して所得税を課税しないこととすれば、上記のように所得税が課された後の所得を預金した場合にその利子から生じる預金利子に対する課税の例などとの整合性が取れないこととなる。

(1) 土地・株式、無体財産権などについて

土地・株式、無体財産権、信託受益権といった財産から生じる将来収入は、当該財産を用いた地代契約、株式発行主体の経営の状況、無体財産権実施許諾契約の締結のあり方、信託受託者による信託財産の運用方法などにより、相続財産評価時点での想定から変動する性質のものであり、「定期金」のように事前に確定しているものではない。また、これらの財産については「定期金」とは異なり、相続以降いつでも第三者への譲渡等によりそこから生じる所得の性質・実現時期に変動が生じ得る。こうした観点を踏まえれば、これらの財産を基にして、相続人に相続以後発生する将来収入の、相続時点における確度が「定期金」と同程度のものとは言えない。したがって、相続時点におけるこれらの財産の相続財産評価と、実際に相続人当人が受け取ることとなる将来収入が「定期金」の事案で判示されたのと同様な意味において「経済的価値において同一」であると考えられることができるかどうかは一概に言えないと考えられる。

また、これらの財産のうち、土地、株式や著作権などについては、「元本」の価値が時間の経過とともに減価せず、地代・配当、印税収入に対する所得税は「運用益」部分に対してのみ課されていることになる。これに対して減価償却資産となっている家屋や特許権などについては、「元本」の価値が時間の経過とともに減

価していくが、「運用益」としての家賃収入、特許権収入に対する所得課税に当たっては減価償却費相当額が必要経費として控除されていることから、土地や株式と同様、「元本」部分が「運用益」として課税されることが防止されている。なお、例えば自己の開発した特許権に係る減価償却費相当額については、場合によっては僅少となることもあり得るが、理念的には上記整理のとおりと考えられる。

以上を踏まえれば、相続財産となったこれらの財産に対して時価に基づき相続税を課税しつつ、将来当該財産から生じる収入等に対して所得税を課税することが本判決の趣旨に照らして問題があるとは言えないと考えられる。

(2) その他の財産

① 土地、株式等の値上がり益

土地、株式等を相続した場合、相続税はその時価（被相続人の取得費＋相続時までの増価分）について課税される。被相続人の取得費は所得税法 60 条に基づき相続人に引き継がれることとされており、相続以後に相続人が当該土地等を譲渡した場合には、取得費からの値上がり益に対して譲渡所得税が課される。この値上がり益には、資産の旧所有者（被相続人）の所有期間にかかる値上がり益部分も含まれているが、所得税法 60 条 1 項は、これに対して所得税を課することを予定していると言える。

土地、株式等の値上がり益に関しては、シャープ勧告を受けた昭和 25 年度税制改正により、相続等による資産の無償移転があった場合には、相続人に対する相続税課税とは別に、被相続人段階の資産所得に対する課税の無制限繰延べを防止する観点からみなし譲渡所得課税を行うこととされた。しかしながら、キャッシュフローがない中で相続税と所得税の負担が生じることは相続人に酷であることから、昭和 27 年度税制改正においてみなし譲渡課税を廃止し、現在の取得価額引継ぎ方式に改められたものであって、こうした沿革を踏まえると、現行税制は土地、株式等の相続時までの増価分が相続税、所得税の双方の課税ベースに含まれることを前提に、その課税方法について納税者負担に配慮した調整が図られているものと考えられる。

② 定期預金の利子、配当期待権

満期前の定期預金を相続した場合、相続税は、（定期預金元本＋既経過利子－既経過利子に係る源泉所得税）に課税される。一方、定期預金の利子への課税は満期日にまとめて相続人から源泉徴収される。こうした現行税制に対しては、

既経過利子分について二重課税が生じているのではないかとの議論がある。

また、配当基準日と株主總會の間に相続が発生する場合には、株式の配当期待権の価額（＝課税時期後に受けると見込まれる予想配当の金額－当該金額に係る源泉所得税額相当額）に相続税が課される一方、配当支払日に実際に受け取る配当については源泉所得課税がなされており、定期預金の利子と同様の議論がある。

定期預金の既経過利子分については、上述のとおり、これに係る源泉所得税額を控除した残額を課税ベースに含めて相続税を課すとともに、当該源泉所得税については、相続以降発生する利子にかかる源泉所得税とともに定期預金の満期日にまとめて相続人から源泉徴収されている。通達を含めたこうした取扱いは、被相続人段階で課税されていない部分について合理的な課税を確保する措置であって、しかも相続税の評価にあたって源泉所得税額を除くことによって相続時点で利子を受け取って所得税を支払った残額を相続した場合と同様の取扱いとなることから、必ずしも所得税法9条1項16号に抵触するものとは言えない。配当期待権に対する課税についても定期預金の既経過利子に対する課税と同様と考えられる。

ただし、相続税・所得税の課税関係において上記①に述べた土地、株式等の値上がり益と定期預金の既経過利子等とは本質的に変わるところがないにもかかわらず、被相続人に生じている未実現の利得について実現段階で相続人に課税されることについて、前者には所得税法60条1項という明文規定がおかれ、後者には明文の規定がないことで、今後、上記と同様な議論が生じ得ることを考慮すれば、この際、現行の取扱いについて、確認的な意味で立法的手当てを講じておくことが望ましいものとする。

(以 上)